

(写)

6 三総政第 530 号

令和 6 年12月20日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

三鷹市長 河 村 孝

議案の送付について

令和 6 年第 4 回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

議案第71号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第72号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第73号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第 71 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

い ぐち あき こ
井 口 明 子

令和 6 年12月20日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

人権擁護委員の候補者を推薦するため、本案を提出します。

参考法令

人 権 擁 護 委 員 法 抜 粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

(以下省略)

1 略 歴

氏 名	井 口 明 子
現 住 所	東京都三鷹市

職 歴 等

昭 和 56 年 4 月	弁護士登録
昭 和 59 年 4 月	小林明子法律事務所開設、現在に至る。
平 成 19 年 4 月	人権擁護委員、現在に至る。

2 任 期

令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

議案第 72 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

すず き たか こ
鈴 木 貴 子

令和 6 年12月20日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

人権擁護委員の候補者を推薦するため、本案を提出します。

参考法令

人 権 擁 護 委 員 法 抜 粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

(以下省略)

1 略 歴

氏 名	鈴 木 貴 子
現 住 所	東京都三鷹市

職 歴 等

平成18年 4 月	三鷹市青少年対策東台地区委員会委員、現在に至る。
平成29年 6 月	新川中原住民協議会委員、現在に至る。
平成31年 4 月	人権擁護委員、現在に至る。

2 任 期

令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

議案第 73 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

あき	やま	しゅん
秋	山	俊

令和 6 年12月20日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

人権擁護委員の候補者を推薦するため、本案を提出します。

参考法令

人 権 擁 護 委 員 法 抜 粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

(以下省略)

1 略 歴

氏 名	あき 秋 やま 山 しゅん 俊
現 住 所	東京都三鷹市

職 歴 等

平成27年12月	弁護士登録
令和3年4月	多摩の森綜合法律事務所参画、現在に至る。
令和3年7月	日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員、現在に至る。
令和6年10月	三鷹市人権相談員、現在に至る。

2 任 期

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで